

【重要】

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q & Aを更新しましたので、周知徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和5年1月5日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体
各国公立大学
独立行政法人大学入試センター

入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学教育・入試課大学入試室

令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ & A
の更新について（周知）

令和5年度大学入学者選抜における感染症対策については、「令和5年度大学入学者選抜実施要項」（令和4年6月3日付け4文科高第302号文部科学省高等教育局長通知）や「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和4年6月3日大学入学者選抜協議会決定、令和4年12月7日最終改正）のほか、「令和5年度大学入学者選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ & A」（令和4年7月29日、令和4年12月21日最終改正）（以下「Q & A」という。）を踏まえて適切にご対応いただいているところかと存じます。

Q & Aにおいて、令和5年度入学者選抜における一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段については、「今後の感染状況の見通しを含む様々な状況を勘案の上、必要に応じて検討する」としてしていました。

今般、現下の感染状況等を踏まえ、昨年度と同様に一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q & Aを更新しましたので、お知らせいたします。

国公立大学にあっては附属の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に対し、高等学校を設置する都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

【本件連絡先】

高等教育局大学教育・入試課大学入試室入試第二係

福田・勝原・川嶋

TEL：03-5253-4111（内線：2495）

E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和5年度大学入学選抜実施要項（令和4年6月3日）に関するQ&A
（令和4年7月29日、令和5年1月5日更新）

（見え消し版）（抜粋）

Q68 <削除>

Q6869 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては、ガイドライン2(2)④のiii)に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの交通手段であっても、感染防止策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、行政検査が陰性かつ無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受験生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q69 濃厚接触者となった受験生から、タクシー等の予約ができなかったとの連絡を受けたが、どのように対応すればよいか。

A 無症状の濃厚接触者が受験するための移動手段について、Q68に示すタクシー、ハイヤー、海上タクシーを利用する際には、まずは受験生本人にタクシー事業者等へ予約の相談をしていただきますが、地域における事業者の数が限られるなど、万が一、受験生自身での予約ができない場合を想定し、文部科学省に相談窓口を設置しておりますので、当該窓口（連絡先：03-6734-4739、03-6734-4752 ※令和5年1月10日開設）に連絡いただくよう周知をお願いします。

（参考）無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

https://www.mext.go.jp/nyushi/mext_00003.html